

未整理の図書館資料の館内閲覧について（内規）

令和 7 年 6 月 10 日

附属図書館長決裁

（目的）

第 1 条 この内規は、一橋大学附属図書館利用規則（平成 16 年規則第 179 号。以下「規則」という）第 7 条第 1 項 5 号の規定に基づき、附属図書館長（以下「館長」という。）が指定する未整理の図書館資料（以下「資料」という。）の館内閲覧について定めるものとする。

（資料の取扱い）

第 2 条 資料の閲覧は、閲覧目録が作成されたものについて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、館長の許可を得て当該資料を閲覧に供することを可能とする。

- 一 当該資料について、規則第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当しないことが確認できている場合
- 二 上記の他、館長が、当該資料を閲覧に供することが可能であると判断した場合

（雑則）

第 3 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、館長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 10 日から施行する。